Ⅰ たばこ税 手持品課税の概要

税制改正の概要

令和９年４月１日から国のたばこ税の税率が引き上げられます（たばこ特別税の税率に変更はありません。）。この引上げは、激変緩和の観点から経過措置が講じられ、次の３段階に分けて実施されます。

期　　間	税　率（1,000本当たり）				
	たばこ税	たばこ特別税	道府県たばこ税	市町村たばこ税	合 計
令和９年４月１日から令和10年３月31日まで	7,302円	820円	1,070円	6,552円	15,744円
令和10年４月１日から令和11年３月31日まで	7,802円	820円	1,070円	6,552円	16,244円
令和11年４月１日から	8,302円	820円	1,070円	6,552円	16,744円

これに伴い、令和９年、令和10年及び令和11年の各年における４月１日の午前０時現在において、製造たばこの販売業者（小売販売業者、卸売販売業者及び特定販売業者）の方が、営業所（店舗）、倉庫、居宅等で合計２万本以上の製造たばこを販売のために所持している場合には、その所持する製造たばこについて、税率の引上げ分に相当するたばこ税が課税されます。このことを「手持品課税」といいます。

この手引では、令和９年４月１日に行われる手持品課税の対象範囲、申告及び納税等について説明します。

手持品課税の時期

手持品課税は、令和９年４月１日（木）に行われます。

（注）具体的には、令和９年４月１日の午前０時に製造場又は保税地域以外の場所で販売のため所持する製造たばこに対して行われます。

手持品課税の対象となる場合

製造たばこの販売業者の方が、令和９年４月１日午前０時現在において、合計２万本以上の製造たばこを販売のために所持している場合には、その所持する製造たばこが手持品課税の対象となります。

手持品課税の納税義務者

たばこ税の手持品課税の納税義務者は、所持本数等の要件を満たす製造たばこの販売業者又は製造者です。

このうち製造たばこの販売業者には、たばこ事業法の規定に基づき財務大臣の許可又は登録を受けた、小売販売業者、卸売販売業者及び特定販売業者が該当します。